

大学における恒久定員内地域枠設置促進事業実施要綱（案）

1. 目的

医師確保計画策定ガイドラインにおいて、「安定した医師確保を行うため、都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学と調整を行うとともに、医師の育成や配置方法について、大学と連携してキャリア形成を支援しつつ、地域枠等の医師が地域医療に従事する仕組みを構築することが重要」とされている一方で、都道府県や大学の協議等の状況によっては、恒久定員内地域枠の設置が十分進んでいない場合もある。

この事業では、都道府県の地域医療支援センターにおけるキャリア形成プログラム等の取組と連携しながら、地域枠学生を受入れ育成する大学において、恒久定員内へ地域枠を設置することで、地域への定着の取組を促進させることを目的とする。

2. 事業の実施主体

医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学（以下「大学」という。）とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域枠学生やその他医学部学生に対するキャリア支援や教育を積極的に行うこと。
- (2) 令和8年度の臨時定員地域枠について、令和7年度と比較して減少させること。
- (3) 恒久定員内への(2)の減少分以上の地域枠の新たな設置又は追加について、令和8年度募集における見込みがあること。
- (4) 上記の(1)～(3)について、都道府県と調整を行うこと。

ただし、本事業における恒久定員内の地域枠については、令和9年度以降は「令和5年度以降の地域枠等の定義について（令和4年4月18日事務連絡）」に定める地域枠と同じ定義として運用すること。

なお、大学は、事業の一部について、適切に事業を実施できると認められた者に委託することができるものとする。この場合において、大学は、委託先との連携を密にし事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3. 事業の内容

(1) 地域枠センター運営事業

大学内に以下の機能を有する地域枠センターを設置する。

- ① 都道府県と連携し、恒久定員内地域枠設置の検討やキャリア形成プログラム等への協力を行う。

② 恒久定員内地域枠の設置に伴い必要となる地域枠学生や医師への教育研修、その他医学部学生全体に対する地域定着に資する取組を実施する。

③ 医学部受験生やその保護者に対する地域枠医師のキャリアパスの理解を深めるための取組を実施する。

なお、本センターの設置及び運営にあたっては、類似の機能を有する既存の体制を活用して差し支えないが、本事業の目的に即した必要な要素を適切に取り入れることで、地域枠学生の効果的な支援体制構築を図ること。

(2)(1)のほか、大学は恒久定員内地域枠の設置に必要な取組を行う。

4. 実施主体の選定及び事業の評価

(1) 医政局長は、上記2に規定する実施主体について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす大学のうち、厚生労働省医政局が設置する評価委員会による事業内容の審査を経て決定する。

(2) 当該事業を実施した大学は、当該事業の成果等をまとめた報告書について厚生労働省医政局あて提出するものとする。

5. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

6. その他

(1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(1)に規定する事業に係る情報の提供を求めることができる。

(2) 医政局長は、大学に犯罪又は不適正な行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。

(3) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。